

安全・適正就業のしおり



公益社団法人四街道市シルバー人材センター

安全・適正就業基準

適正就業に関する規程

作業別安全・適正就業基準

目 次

会員の就業心得	1
安全心得	2
安全・適正就業基準	4
適正就業に関する規程	6
作業別安全・適正就業基準		
植木剪定作業	9
除草作業	16
表装・内装作業	20
大工・修繕作業	23
清掃作業	28
塗装作業	34
自転車整理等	39
配布作業	42
その他の作業	44

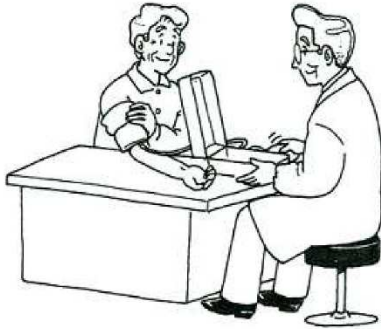
会員の就業心得

1. 事務局から仕事の内容、条件、仕事の場所、就業時間、配分金等について詳しく聞いて、納得してから就業してください。
2. 発注者から仕事の内容や意向をよく聞き、あらかじめ計画を立てて就業してください。
3. 就業する場合、約束の日や時間を正しく守りましょう。もし、途中で身体の都合等により就業できなくなった場合は、その旨を発注者及び事務局へ連絡をしてください。
4. 就業期間中、無断で休んだり、気に入らないからといって途中で仕事を止めたりしないようにしましょう。万一、このような事情が生じた場合は、事務局へ連絡してください。
5. 仕事の内容や仕事について苦情や不服が生じたときは、直接発注者に言わず、事務局へ申し出てください。
6. 就業中またはその途中におきた事故や失敗、また発注者や他人に迷惑をかけたときは、例え自分で処理したことであっても、事務局へ連絡かまたは報告をしてください。
7. 作業服等は自分で用意し、また仕事に使用する道具類は持参してください。発注者の道具を借用した場合は、使用後はよく手入れをしてから返してください。
8. シルバー人材センターの道具を使用する場合は、あらかじめ事務局と連絡をとり、よく確かめてから丁寧に使用し、使用後はよく手入れをしてから返してください。
9. 発注者またはその関係者に対する話し方や言葉使いなどは、やさしく丁寧にしてください。また、不必要な自慢話等はやめましょう。
10. 就業の途中、また一日の終わりには、きれいに後片付けや掃除をするようにしましょう。
11. 「仕事をしてやっているのだ。」という気持ちをもたないで、この仕事を完成させて、「発注者に喜んでいただきたい。」という温かい心で就業しましょう。
12. 就業する会員と、仕事を提供していただく発注者との信頼関係は、「豊かな経験や技能を生かし、少しでも地域の役に立ちたい」と願い働く会員の姿から生じます。頑張りましょう。

安全心得

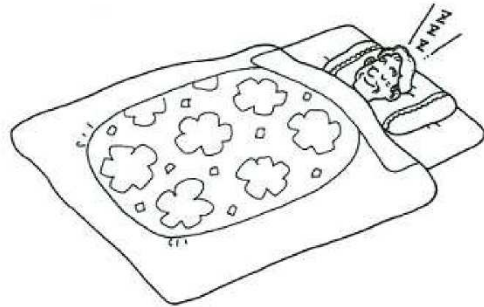
①

健康には常に注意し、健康な状態で就業すること。



②

仕事の前日は、十分睡眠をとるように心掛けること。



③

服装・履物は作業に合った動きやすいものにする。



④

作業前には軽い柔軟体操をして体をほぐすこと。



⑤

器具類は使用する前に必ず点検すること。



⑥

加齢による、諸機能の低下を十分認識し、無理をしないこと。



⑦

作業は安全第一を心掛け、急いだり、あわてたりしないこと。



⑧

作業現場は常に整理整頓を心掛けること。



⑨

共同作業では、合図・連絡を正確に行うこと。



⑩

帰宅するまでは仕事のうち、交通事故に気をつけること。



公益社団法人四街道市シルバー人材センター安全・適正就業基準

（目的）

第1条 この安全・適正就業基準は、公益社団法人四街道市シルバー人材センター（以下「センター」という。）会員の就業に伴う事故を未然に防止し、安全に就業ができる事項を定めることを目的とする。

（会員の遵守義務）

第2条 会員は、就業しようとするときこの基準を遵守し、あらゆる事故の発生防止に努めなければならない。

2 会員は、契約書又は仕様書等に記載された以外の作業をしてはならない。

（安全心得）

第3条 会員は就業にあたって次の各号に掲げる安全心得を守り、作業に従事しなければならない。

- （1） 健康には常に注意し、健康な状態で就業すること
- （2） 仕事の前日は、十分睡眠をとるように心掛けること
- （3） 服装、履物は、作業に合った動きやすいものにすること
- （4） 作業前には、軽い柔軟体操等をして身体をほぐすこと
- （5） 器具類は、使用する前に必ず点検すること
- （6） 加齢による諸機能の低下を十分に認識し、無理をしないこと
- （7） 作業は安全第一を心掛け、急いだり、慌てたりしないこと
- （8） 作業現場では、常に整理整頓を心掛けること
- （9） 共同作業では、合図、連絡を正確に行うこと
- （10） 帰宅するまでは仕事のうち、交通事故に気をつけること

（作業別安全・適正就業基準）

第4条 会員は、作業に従事する場合、別途定める作業別安全・適正就業基準を遵守し、安全就業に努めなければならない。

（安全保護具）

第5条 会員は、高所作業に従事する場合は、必ず安全帽（ヘルメット）を着用するとともに、必要に応じ命綱を使用すること。

2 会員は、前項のほか安全面で保護する必要がある作業に従事する際、作業別安全・適正就業基準等により安全保護具を着用し、当該作業に従事しなければならない。

（交通災害の防止）

第6条 会員は、仕事場との往復時、交通ルールやマナーを守るとともに交通事故に注意すること。特に、自転車やオートバイ等にあつては、十分に注意すること。

2 会員は、路上での作業に従事する場合、交通ルールやマナーを守るとともに、帽子、黄色い腕章等を着用するなど、交通事故に注意しなければならない。

(作業環境の確認)

第7条 会員は、就業現場の環境が安全衛生面において、安全であるかどうかを確認してから作業に着手しなければならない。

(標識の設置)

第8条 会員は、通行人等に対し危険と思われる作業を行う時、作業中であることが分かる標識を設置し、事故の防止に努めなければならない。

(器具類の使用)

第9条 会員は、器具類を使用する場合、定められた操作方法により作業しなければならない。

2 会員は、就業に使用する器具類は必ず作業前に点検し、安全を確認するとともに、定期的に点検、整備を実施しなければならない。

3 会員は、点検において異常箇所を発見したとき、その器具類は使用してはならない。

(健康管理)

第10条 会員は、常に健康の維持管理に努め、健康診断は進んで受けなければならない。

2 会員は、常に疲労が蓄積しないように、休養を十分とるように心掛けなければならない。

(報告義務)

第11条 会員は、仕事場との往復時及び就業中にけがや身体に異常を感じたときは、直ちにセンターに連絡し、応急の措置をとるようにしなければならない。

2 会員は、車両及び機械器具の操作、運転中に事故をおこしたときは、速やかにセンターに報告しなければならない。

3 会員は、センターの休日に就業する場合、事前にセンターへ報告しなければならない。
ただし、予め就業日が定められている就業は除く。

(その他)

第12条 会員は、この基準に定める以外にセンターより指示があった場合には、それに従い作業に従事しなければならない。

附 則

1 この基準は、平成24年4月1日から施行する。

公益社団法人四街道市シルバー人材センター 適正就業に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、公益社団法人四街道市シルバー人材センター（以下、「センター」という。）定款第4条第1項第1号に定める事業の実施において、適正な請負又は委任による仕事の受注、適正かつ公平な就業機会の提供等を確保することを目的とする。

（適正就業ガイドライン）

第2条 センター及び会員は、厚生労働省が作成する「シルバー人材センターの適正就業ガイドライン」（以下、本規程において「ガイドライン」という。）の内容を理解し、遵守し、又は、周知に努めるものとする。

（周知、遵守及び不適正事案の報告）

第3条 センターは、会員に本規程を周知するものとし、会員は、本規程を遵守し適正就業に努めるものとする。

2 会員は、就業に際して発注者から直接の指揮命令が行われるなど、関係法令、ガイドライン等に抵触する事案を発見した場合には、センターに報告し、必要な是正を求めるものとする。

（適正な仕事の受注）

第4条 センターは、請負又は委任による仕事の依頼を受けた場合であっても、その仕事の内容が関係法令に違反し、又は、ガイドライン等に抵触すると思料される場合には、原則として受注してはならない。ただし、労働者派遣事業での引受けが可能な場合には、その旨を依頼者に提案するものとする。

（就業日数、時間の上限）

第5条 会員の就業日数、時間の上限については、ガイドラインで示される「臨時的かつ短期的または軽易な業務」の範囲を逸脱しないものとする。

（長期就業の是正等）

第6条 公平な就業機会の提供を確保するため、会員が同一職種、同一場所で、一定の期間継続して就業する場合において、その期間は、原則として、就業した時から1年以内とする。ただし、これは1年の就業を保障するものではない。

2 前項の場合において、引き続き1年以内の期間をもって更新することを妨げないものとする。ただし、更新を繰り返す場合でも、就業した時から継続して3年を超えて就業することはできない。

3 前項ただし書きの場合において、会員に就業の交代を通知するときには、就業したときから継続して3年を満了する月の1月前までに、原則として書面により行うものとする。

4 第2項ただし書きの場合において、交代する会員が決まらない場合は、交代する会員が決定するまでの間に限り、就業期間の延長を認めることができる。

- 5 センターは、会員への仕事の提供にあたっては、可能な限り、職種別・地域別グループ内の会員間でローテーションを組み、ワークシェアリングを行うよう努めるものとする。
- 6 センター公共受託事業管理業務就業基準に定めがある場合、本条の規定は適用しない。

(適正就業委員会)

第7条 センターは、この規程の目的を達成するため、適正就業委員会（以下、本規程において「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会は、センター安全・適正就業委員会運営規程に定める委員会がこれにあたる。
- 3 委員会は、センター安全・適正就業委員会運営規程に定めるもののほか、次に掲げる事項について検討し、適正就業を推進するとともに、適正就業の趣旨に照らして、発注者からの仕事の引き受け及び会員への提供並びに会員の就業遂行に問題があると認められる場合には当該事案を審議し、会長に報告するものとする。
 - (1) 会員の就業が、労働関係法令、ガイドライン等に基づく適正な内容とするための実施計画の策定
 - (2) 不適正な請負・委任契約として都道府県労働局等から改善指導等を受けた事案の分析及び再発防止策の樹立に関する事
 - (3) 関係法令、ガイドライン等の遵守及び周知に関する事
 - (4) 適正就業に関する会員への教育に関する事
 - (5) その他会員の適正就業に関して必要な事項
- 4 委員会は、必要に応じて就業先の巡回指導等を行い、適正就業の徹底を図るものとする。

(就業停止の措置等)

第8条 委員会は、センター会員就業規程第8条第1項第2号、同第3号及び同第4号に定めるもののほか、就業中の会員が次に掲げる事項に該当したときであって、就業に支障があると判断した場合には、当該会員に対する就業を停止すべき旨を会長に勧告する。その際、必要があると認められる場合は、当該会員への事実等確認を行うものとし、その内容を会長に報告するものとする。

- (1) 健康上の問題が生じ、体力、技能等が低下した場合
 - (2) 発注者又は共同で就業する他の就業会員との間にトラブルを発生させた場合
 - (3) 就業に関して発注者等から苦情があった場合
 - (4) 会員就業規程に違反した場合
 - (5) 会員の就業実態と請負又は委任契約の内容に乖離が認められる場合
- 2 会長は、前項に定める就業停止の勧告及び報告を受けた場合、理事会に付議するものとする。
 - 3 理事会は、前項の審議において、第1項第5号を除く各号に該当することにより、会員の就業を停止させる必要があるとしたとき、当該会員に弁明の機会を与えることができるものとする。
 - 4 理事会は、会員の就業を停止させる場合、当該会員に通知するものとする。ただし、第1項第5号に該当する場合には、発注者も含め通知するものとする。

(守秘義務)

第9条 委員は、委員会において知り得た会員の個人情報等について、漏洩してはならない。

(委任)

第10条 委員長は、第7条第3項に掲げる事項及び同第4項の定めの一部又は全部について、事務局長若しくはセンター安全・適正就業推進員（以下、本規程においてあわせて「事務局」という。）に、委任することができるものとする。

2 事務局は、委任された事項について調査、検討、起案を行うものとし、その経過及び結果について会長若しくは委員長に報告するものとする。

(代表理事の緊急執行)

第11条 代表理事は、第8条第2項の審議事項が、緊急の対応を要するため理事会に付議することができないときは、理事会の審議を経ないで同条第3項、同第4項について執行することができるものとする。この場合において、代表理事は次の理事会に付議し、承認を得なければならない。

2 前項の規定において、代表理事は、当該案件に限り必要と認めた場合、業務執行理事を代理人に指定し執行させることができるものとする。この場合において、業務執行理事は執行に係る経過及び結果を代表理事に報告し、代表理事はその旨を含め次の理事会に付議し、承認を得なければならないものとする。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、委員会で審議のうえ、理事会の決議によるものとする。

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定め、理事会の承認を得るものとする。

附 則

1 この規程は、令和5年2月17日から施行する。

作業別安全・適正就業基準（植木剪定作業－１）

作業名	就業にあたって遵守する事項	安全保護具
心構え	<ol style="list-style-type: none"> 1. 常に健康の維持管理に努めること。 2. 安全を第一に考え、安全就業を心掛けること。 3. 軽い柔軟体操をして、体をほぐしてから作業に従事すること。 4. 作業中は、作業に専念し、みだりに話しかけたり、無駄話をしないようにすること。 5. 喫煙は所定の場所で行い、くわえタバコでの作業は絶対に行なわないこと。 6. 作業現場への往復は、交通ルールやマナーを守り、交通事故には、十分な注意をはらうこと。 	
服装等	<ol style="list-style-type: none"> 1. 服装・履物は、作業に合ったものを着用すること。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 作業服は、長袖、長ズボンを着用し、害虫が入らないよう袖口のしまったものを着用すること。 2) 作業靴は、履き慣れたもの、滑りにくいものを使用すること。（地下足袋、運動靴等） 2. 安全帽は、必ず着用すること。 3. 作業用手袋等を使用し、ケガのないよう心掛けること。 	安全帽 （ヘルメット）
作業全般	<ol style="list-style-type: none"> 1. 作業現場に着いたら、現場の状況を確認すること。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 危険・有害な作業、無理を伴う作業と感じた場合には、作業を見合わせ、事務局へ連絡をすること。 2) 歩行者や車両等の通行の有無等を確認し、必要に応じて標識等を設置し、安全を確保すること。 2. 作業環境は、常に整理整頓を心掛けること。 3. 路上で作業する場合には、作業帽を着用し、パイロン、標識等を正しく設置し、走行中の車両等に認識され易いように工夫すること。 また、見通しの悪い場所では、監視員を置くこと。 4. 歩道や街路等で作業する場合は、道具や自転車等の管理には十分注意し、歩行者・自転車等の往来の妨げにならないよう心掛けること。 また、交通ルールやマナーを遵守し、道路を横断する際は横断歩道等を使用し、交通事故には十分注意すること。 5. 共同作業では、合図・連絡を正確に行うこと。 6. 道具類の使用は、定められた使用方法によること。 また、必要に応じて道具袋を使用すること。 	標識等 パイロン等 道具袋等

作業別安全・適正就業基準（植木剪定作業－２）

作業名	就業にあたって遵守する事項	安全保護具
	<p>7. 危険防止のため、作業道具は第三者に触れられることのないように管理すること。</p> <p>8. 重量物の運搬・移動は、慎重に行い無理をしないこと。</p> <p>9. 雨天時の作業は避けること。特に、落雷の危険性があるときは、速やかに作業を中止し、安全な場所へ避難すること。</p> <p>10. 作業は原則として、三脚等の設置面から高さが概ね3m以内の樹木に限る。</p>	
三脚使用 作業	<p>1. 三脚は使用前に十分点検し、特に梯子の棧の腐食、固定状態、開き止めの装置等を点検すること。</p> <p>2. 三脚は、丈夫な構造のものを使用すること。</p> <p>3. 三脚の設置は、脚と水平面の角度が75度以下になるようにし、3本の脚が地面と接する点が、二等辺三角形になるように立てること。</p> <p>4. 三脚は、滑ったり傾いたりしないように据え付け、かつ開き止めを確実に掛け、ロープ等で固定すること。 また、地盤が軟弱な場所では、敷板等を敷くなど安全を確保すること。</p> <p>5. 三脚上での作業は、前記の二等辺三角形外に、体の重心が出ない範囲で行うこととし、無理のない姿勢で作業をすること。 また、三脚の最上段を使用しての作業はしないこと。</p> <p>6. 三脚を昇降する際は、動揺等に十分に注意すること。 また、飛び降りないこと。</p> <p>7. 作業中の三脚周辺には、道具類を放置しないこと。</p> <p>8. 樹枝の切り落としの際は、樹下の安全確認を行うこと。</p> <p>9. 剪定作業中は、樹下で作業をしないこと。</p> <p>10. その他「高所作業」に準ずるものとする。</p>	固定用ロープ等 敷板等
梯子使用 作業	<p>1. 梯子は、幅30cm以上の丈夫なものを使用すること。</p> <p>2. 梯子は、滑り止めのあるものを使用すること。 滑り止めのない場合には、梯子の上方を縛るか、共同作業者等に脚部を押さえてもらうこと。</p> <p>3. 梯子は、地面との角度が、75度になるように掛けることを原則とし、上部は60cm位上方に出るようにすること。</p>	

作業別安全・適正就業基準（植木剪定作業－3）

作業名	就業にあたって遵守する事項	安全保護具
	<p>また、滑ったり傾いたりしないように据え付け、ロープ等で固定すること。</p> <p>4. 梯子を昇降する際は、動揺等に十分注意すること。 また、飛び降りないこと。</p> <p>5. 樹木に梯子を立て掛ける場合は、樹木の腐朽・弱枝や地盤の沈下等を確認し据え付け、ロープ等で固定すること。</p> <p>6. 作業中の梯子周辺には、道具類を放置しないこと。</p> <p>7. 樹枝の切り落としの際は、樹下の安全確認を行うこと。</p> <p>8. 剪定作業中は、樹下で作業をしないこと。</p> <p>9. その他「高所作業」に準ずるものとする。</p>	<p>固定用ロープ等</p>
<p>樹上での作業</p>	<p>1. 原則として、樹上での作業は行わないものとする。</p> <p>2. 樹上で作業する場合は、安全帯及び安全帽を着用し、安全帽のあごひもは、必ず結ぶこと。</p> <p>3. 枝の折れやすい樹種、滑りやすい樹皮をもつ樹種での作業は、極力避け、作業する場合は慎重に行うこと。</p> <p>4. 枝につかまったり、体重を掛けたりするときは、安全を確認し、枯れ枝等に注意すること。</p> <p>5. 樹枝の切り落としの際は、樹下の安全確認を行うこと。</p> <p>6. 剪定作業中は、樹下で作業をしないこと。</p> <p>7. その他「高所作業」に準ずるものとする。</p>	<p>安全帯 安全帽 (ヘルメット)</p>
<p>刈込み作業</p>	<p>1. 作業前には、枝葉の間等に蜂の巣や害虫等、体に害を及ぼすものの有無を確認し、安全を確保すること。</p> <p>2. 共同で刈込み作業を行う場合は、刃先に十分注意すること。 また、互いに接近しないようにし、向かい合う位置で作業を行わないこと。</p> <p>3. 電動バリカン等の機械を使用するときは、「機械を使用する作業」に準ずるものとする。</p> <p>4. 休止中の刈込み鋏等は、立て掛けたり、刃先を上向きにしないようにすること。</p> <p>5. 身を乗り出しての作業は、原則として行わないものとし、必要な場合には、安全帯等を着用すること。</p>	<p>安全帯</p>

作業別安全・適正就業基準（植木剪定作業－４）

作業名	就業にあたって遵守する事項	安全保護具
高所作業	<ol style="list-style-type: none"> 1. 作業床が固定されているか確認すること。 2. 作業床上は、整理整頓し作業を行うこと。 3. 安全帯および安全帽を着用し、あごひもは必ず結ぶこと。 4. 高所作業をしている下では、作業を行わないこと。 5. 足場は、土塀の上・ブロック塀の上等、間に合わせの足場を使用せず、三脚・脚立・踏台等を用いること。 6. 脚立は、滑ったり傾いたりしないように据え付け、開き止めを確実に掛け、地盤が軟弱な場所では、敷板等を敷いて安全を確保すること。 また、最上段に乗っての作業はしないこと。 7. 脚立を利用して足場板を掛け渡すときは、脚立の設置間隔を1. 8m以下にすること。 また、地面から足場板までの高さは、2m以下とすること。 8. 足場板は、ゴムバンド等で縛り、固定すること。 9. 足場板上では、無理な姿勢で作業をしないこと。 10. 身を乗り出しての作業は、原則として行わないものとし、必要な場合には、安全帯等を着用すること。 11. 道具類を落とさないよう注意すること。 また、必要に応じて道具袋等を使用すること。 12. 昇降する際は、十分に注意すること。 また、飛び降りないこと。 13. 2m以下の高所作業において、作業床が設けられないときは、安全帯を使用し、常にきちんと締めること。 また、安全帯の取り付け場所がない場合は、補助者をおき、転落事故の防止に努めること。 	<p>安全帯 安全帽 (ヘルメット)</p> <p>敷板等</p> <p>固定用ロープ等</p> <p>安全帯等</p> <p>道具袋等</p> <p>安全帯</p>
斜面での作業	<ol style="list-style-type: none"> 1. 原則として、高さが4m以上あり、かつ傾斜角が概ね45度以上ある斜面の作業は、行わないものとする。 2. 安全帯及び安全帽を着用し、安全帽のあごひもは、必ず結ぶこと。 3. 斜面での作業は、滑りやすいので十分注意すること。 4. 梯子を使用する際には、幅30cm以上の丈夫なもので、滑り止めのあるものを使用すること。 5. 梯子は、上部が60cm位上方に出るようにすること。 また、滑ったり傾いたりしないように据え付け、ロープ等で固定すること。固定できない場合には、共同作業者等に脚部を押さえてもらうこと。 	<p>安全帽 (ヘルメット)</p> <p>固定用ロープ等</p>

作業別安全・適正就業基準（植木剪定作業－５）

作業名	就業にあたって遵守する事項	安全保護具
	<p>6. 梯子は、滑ったり傾いたりしないように据え付け、地盤が軟弱な場所では、敷板等を敷いて安全を確保すること。</p> <p>7. 梯子上では、無理のない姿勢で作業をすること。</p> <p>8. 梯子を昇降する際は、十分注意し、飛び降りないこと。</p> <p>9. 作業中の梯子周辺には、道具類を放置しないこと。</p> <p>10. 梯子を使用できない場合は、安全带等を使用し、転落事故の防止に努めること。</p> <p>11. 共同で作業を行う場合は、作業間隔を十分とり、上下に並列して作業を行わないこと。</p>	<p>敷板等</p> <p>安全带等</p>
<p>機械を使用する作業</p>	<p>1. 機械は、使用前に必ず点検・整備をすること。</p> <p>2. 安全帽を着用し、安全帽のあごひもは必ず結ぶこと。</p> <p>3. 保護眼鏡を着用すること。</p> <p>4. 作業中は、作業現場内に他の人を近づけないこと。</p> <p>5. 共同で作業を行う場合は、作業間隔を十分にとること。</p> <p>6. ガソリンを使用する時は、火気には十分注意すること。</p> <p>7. チェーンソー等を高所で使用する場合は、スロットルレバーを固定しないこと。</p> <p>8. 機械は、必ず運転を止めてから、掃除、注油、修理、点検を行うこと。</p> <p>また、休憩時や使用しない時には、必ずエンジンを切ること。</p> <p>9. 電動機械の使用</p> <p>1) 濡れた手で取り扱わないこと。</p> <p>2) コードやプラグの傷んだものは使用しないこと。</p> <p>3) スイッチのON・OFFや、コンセントの差込み・引抜きは、慎重に行うこと。</p> <p>4) 故障している機械を無理に使用しないこと。</p> <p>5) 作業休止中または移動する際には、確実にスイッチを切り、電源を抜いておくこと。</p> <p>10. 使用後は、必ず整備をすること。</p>	<p>安全帽 (ヘルメット)</p> <p>保護眼鏡</p>

作業別安全・適正就業基準（植木剪定作業－6）

作業名	就業にあたって遵守する事項	安全保護具
炎天下での作業	<ol style="list-style-type: none"> 1. 日よけ帽を、必ず着用すること。 2. 熱中症には十分注意すること。 3. 警報・注意報がでた場合には、可能な限り作業を中止すること。 4. 連続して長時間の作業は行わないこと。 5. 休憩は、できるだけ直射日光を避け、風通しのよい場所で行うようにし、十分に水分を補給すること。 6. 特に、体調には十分注意し、異常を感じた場合には、直ちに作業を中止すること。 	日よけ帽等 保冷・冷却用品等
移動・運搬作業	<ol style="list-style-type: none"> 1. 道具の移動や運搬は、限界を見極め、正しい姿勢で慎重に行うこと。 2. 運搬経路上の障害物等は、予め取り除き、足元の安全を確保すること。 3. トラックの荷台に人を乗せたままでの、発進・移動は行わないこと。 また、荷台上での作業では、安全帽を着用すること。 4. 車両等への各種道具等の積み込みは、荷崩れのないように行い、三脚・梯子等はロープ等でしっかり固定すること。 5. 積み降ろしの際は、足元や周囲の安全を確認し、傷害事故や物損事故のないように十分注意すること。 6. トラックの荷台のリアゲート及びサイドゲートは、必ず上げ、確実にロックし、走行すること。 	安全帽 （ヘルメット） ロープ等

作業別安全・適正就業基準（植木剪定作業－7）

作業名	就業にあたって遵守する事項	安全保護具
<p>薬剤散布 作業 (樹木の 消毒作業)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 薬剤の使用にあたっては、容器の表示事項等に従って、安全かつ適正な使用をすること。 2. 散布にあたっては、十分注意すること。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 必ずゴム手袋、保護マスク・保護眼鏡を使用し、取り扱いには十分注意すること。 2) 作業途中での喫煙は絶対にしないこと。 3) 風向きに十分注意すること。 4) 作業現場に人が近づかないよう十分注意するとともに、周囲の住民、通行人、愛玩動物等にも配慮すること。 5) 住宅に隣接する場所では、慎重に行うこと。 6) 水道、水源、井戸、河川、湖沼等の周辺での使用に際しては、許認可等について事前に確認すること。 3. 余った薬剤の処理には十分注意すること。 4. 夏場の作業では、なるべく朝夕の涼しい時間に行うこと。 5. 作業後は、全身を石鹸でよく洗い、作業期間中は、衣服を毎日取り替えること。 6. めまいや頭痛がしたり、気分が悪くなったりした場合には直ちに作業を中止し、医師の診察を受けること。 	<p>ゴム手袋 保護マスク 保護眼鏡</p>

作業別安全・適正就業基準（除草作業－１）

作業名	就業にあたって遵守する事項	安全保護具
心構え	<ol style="list-style-type: none"> 1. 常に健康の維持管理に努めること。 2. 安全を第一に考え、安全就業を心掛けること。 3. 軽い柔軟体操をして、体をほぐしてから作業に従事すること。 4. 荷物などの管理には十分注意し、邪魔にならない所で、かつ目立つ所に置き、盗難などを未然に防ぐよう努力すること。 5. 作業中は、作業に専念し、みだりに話しかけたり、無駄話をしないようにすること。 6. 喫煙は所定の場所で行い、くわえタバコでの作業は絶対に行わないこと。 7. 作業現場への往復は、交通ルールやマナーを守り、交通事故には、十分な注意をはらうこと。 	
服装等	<ol style="list-style-type: none"> 1. 服装・履物は、作業に合ったものを着用すること。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 作業服は、長袖、長ズボンを着用し、害虫が入らないよう袖口のしまったものを着用すること。 2) 作業靴は、履き慣れたもの、滑りにくいもので、底の厚いものを使用すること。 2. 作業帽は、必ず着用すること。 3. 必要に応じて、安全帽を着用すること。 4. 手袋（軍手等）を必ず着用し、ケガのないよう心掛けること。 	<p>安全靴</p> <p>安全帽 (ヘルメット)</p>
作業全般	<ol style="list-style-type: none"> 1. 作業現場に着いたら、現場の状況を確認すること。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 危険・有害な作業、無理を伴う作業と感じた場合には、作業を見合わせ、事務局へ連絡をすること。 2) 歩行者や車両等の通行の有無等を確認し、必要に応じて標識等を設置し、安全を確保すること。 2. 作業環境は、常に整理整頓を心掛けること。 3. 危険防止のため、作業道具は第三者に触れられることのないように管理すること。 4. 共同作業では、合図・連絡を正確に行うこと。 5. 長時間連続しての作業は避けること。 6. 道具類の使用は、定められた使用方法によること。また、必要に応じて道具袋を使用すること。 7. 重量物の運搬・移動は、慎重に行い無理をしないこと。 8. 雨天時の作業は避けること。特に、落雷の危険性があるときは、速やかに作業を中止し、安全な場所へ避難すること。 	<p>標識等</p> <p>道具袋等</p>

作業別安全・適正就業基準（除草作業－２）

作業名	就業にあたって遵守する事項	安全保護具
手作業	<ol style="list-style-type: none"> 1. 作業現場の状況確認を十分に行うこと。 <ol style="list-style-type: none"> 1) ガラスの破片、釘等の危険物に注意すること。 2) 蜂の巣や害虫等に注意すること。 3) 作業現場によっては、保護眼鏡を着用すること。 2. 鎌を使用しての作業では、安全第一を心掛けること。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 無理のない姿勢で使用する。 2) 共同で作業を行う場合は、作業間隔を十分にとり、刃先に注意すること。 3) 低木の下等、狭い場所で作業を行う場合は、刃の小さな鎌を使用すること。 4) 使用休止中の鎌は、立て掛けたり、刃先を上向きにして放置しないこと。 5) 移動の際には、必ず刃にカバーをかけること。 3. 歩道や街路等で作業する場合は、道具や自転車等の管理には十分注意し、歩行者・自転車等の往来の妨げにならないよう心掛けること。 また、交通ルールやマナーを遵守し、道路を横断する際は横断歩道等を使用し、交通事故には十分注意すること。 4. 路上で作業する場合には、作業帽等を着用し、パイロン、標識等を正しく設置し、走行中の車両等に認識され易いように工夫すること。 また、見通しの悪い場所では、監視員を置くこと。 	<p>保護眼鏡</p> <p>パイロン 標識等</p>
機械作業	<ol style="list-style-type: none"> 1. 機械は、使用前に必ず点検・整備をすること。 <ol style="list-style-type: none"> 1) ネジのゆるみはないか確認すること。 2) 作業に合った刃等がついているか、確認すること。 3) 刃先にひび割れ、めくれ、まがり等の異常がないか点検し、異常がある場合は使用しないこと。 4) 安全ガードは、必ず取り付けること。 5) エンジン、キャブレター、オイル等の点検をすること。 6) 試運転の際は、必ず回転刃をはずしてから行うこと。 2. 作業前に、現場の状況確認を十分に行うこと。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 小石・空き缶等、飛来する可能性のあるものは、あらかじめ取り除いておくこと。 特に、小石には十分注意すること。 	

作業別安全・適正就業基準（除草作業－3）

作業名	就業にあたって遵守する事項	安全保護具
	<p>2) 路上で作業する場合には、作業帽を着用し、パイロン、標識等を正しく設置し、走行中の車両等に認識され易いように工夫すること。</p> <p>また、見通しの悪い場所では、監視員を置くこと。</p> <p>3) 作業現場に隣接して、家屋・自動車・歩道等がある場合には、防護ネットを設置すること。</p> <p>3. 安全帽を着用し、安全帽のあごひもは必ず結ぶこと。</p> <p>4. 保護眼鏡を着用すること。</p> <p>5. 作業中は、作業現場内に第三者を、可能な限り近づけないこと。</p> <p>6. 移動する際には、必ず回転刃を停止すること。</p> <p>また、回転刃を人に向けてはならない。</p> <p>7. 共同で作業を行う場合は、作業間隔を十分にとること。</p> <p>8. ガソリンを使用するので、火気には十分注意すること。</p> <p>9. 機械は、運転を必ず止めてから、掃除、注油、修理、点検を行うこと。</p> <p>また、休憩時や使用休止中には、必ずエンジンを切ること。</p> <p>10. 月に1度は作業を中止し、機械の点検・整備を行うこと。</p>	<p>パイロン等 標識等</p> <p>防護ネット 安全帽 (ヘルメット) 保護眼鏡</p>
<p>斜面での 作業</p>	<p>1. 原則として、高さが4m以上あり、かつ傾斜角が概ね45度以上ある斜面の作業は、行わないものとする。</p> <p>2. 安全帯及び安全帽を着用し、安全帽のあごひもは、必ず結ぶこと。</p> <p>3. 斜面での作業は、滑りやすいので十分注意すること。</p> <p>4. 梯子を使用する際には、幅30cm以上の丈夫なもので、滑り止めのあるものを使用すること。</p> <p>5. 梯子は、上部が60cm位上方に出るようにすること。</p> <p>また、滑ったり傾いたりしないように据え付け、ロープ等で固定すること。固定できない場合には、共同作業者等に脚部を押さえてもらうこと。</p> <p>6. 梯子は、滑ったり傾いたりしないように据え付け、地盤が軟弱な場所では、敷板等を敷いて安全を確保すること。</p> <p>7. 梯子上では、無理のない姿勢で作業をすること。</p> <p>8. 梯子を昇降する際は、十分注意し、飛び降りないこと。</p> <p>9. 作業中の梯子周辺には、道具類を放置しないこと。</p>	<p>安全帽 (ヘルメット)</p> <p>固定用ロープ等</p> <p>敷板等</p>

作業別安全・適正就業基準（除草作業－４）

作業名	就業にあたって遵守する事項	安全保護具
	1 0. 梯子を使用できない場合は、安全带やロープ等を使用し、転落事故の防止に努めること。 1 1. 共同で作業を行う場合は、作業間隔を十分とり、上下に並列して作業を行わないこと。	安全带 ロープ等
炎天下での作業	1. 日よけ帽を、必ず着用すること。 2. 熱中症には十分注意すること。 3. 警報・注意報がでた場合には、可能な限り作業を中止すること。 4. 連続して長時間の作業は行わないこと。 5. 休憩は、できるだけ直射日光を避け、風通しのよい場所で行うようにし、十分に水分を補給すること。 6. 特に、体調には十分注意し、異常を感じた場合には、直ちに作業を中止すること。	日よけ帽等 保冷・冷却用品等
移動・運搬作業	1. 道具の移動や運搬は、限界を見極め、正しい姿勢で慎重に行うこと。 2. 運搬経路上の障害物等は、予め取り除き、足元の安全を確保すること。 3. トラックの荷台に人を乗せたままでの、発進・移動は行わないこと。 また、荷台上での作業では、安全帽を着用すること。 4. 車両等への各種道具等の積み込みは、荷崩れのないように行い、ロープ等でしっかり固定すること。 5. 積み降ろしの際は、足元や周囲の安全を確認し、傷害事故や物損事故のないように十分注意すること。 6. トラックの荷台のリアゲート及びサイドゲートは、必ず上げ、確実にロックし、走行すること。 7. 大型機械（ハンマーナイフ等）を積み降ろしする際には、必ず補助員をおくこと。	安全帽 （ヘルメット） 固定用ロープ等
薬剤散布	1. 原則として、除草剤等の散布作業は行わないものとする。 2. やむを得ず作業を行う場合は、「作業別安全・適正就業基準（植木剪定作業－７）薬剤散布作業」に準ずる。	

作業別安全・適正就業基準（表装・内装作業－１）

作業名	就業にあたって遵守する事項	安全保護具
心構え	<ol style="list-style-type: none"> 1. 常に健康の維持管理に努めること。 2. 安全を第一に考え、安全就業を心掛けること。 3. 軽い柔軟体操をして、体をほぐしてから作業に従事すること。 4. 喫煙は所定の場所で行い、くわえタバコでの作業は絶対に行わないこと。 5. 作業中は、作業に専念し、みだりに話しかけたり、無駄話をしないようにすること。 6. 作業現場への往復は、交通ルールやマナーを守り、交通事故には、十分な注意を払うこと。 	
服装等	<ol style="list-style-type: none"> 1. 服装・履物は、作業に合ったものを着用すること。 2. 作業服は、常に衛生面に配慮し、汚れているものは洗濯してから使用すること。 3. 作業靴は、履き慣れたもの、滑りにくいものを使用すること。 4. 長いひも類、装飾品は、一切身に着けないこと。 5. 安全帽は、必要に応じて着用すること 	安全帽 （ヘルメット）
作業全般	<ol style="list-style-type: none"> 1. 作業現場に着いたら、現場の状況を確認すること。 2. 危険・有害な作業、無理を伴う作業と感じた場合には、作業を見合わせ、事務局へ連絡をすること。 3. 作業環境は、常に整理整頓を心掛けること。 4. 機械器具は、定められた操作法で作業すること。 また、機械器具に故障、その他異常の箇所を発見したときは、無理して使用せず、事務局に連絡すること。 5. 作業は無理のない姿勢で、落ち着いて行うこと。 6. 共同作業では、合図・連絡を正確に行うこと。 	

作業別安全・適正就業基準（表装・内装作業－２）

作業名	就業にあたって遵守する事項	安全保護具
付設作業室での作業	<ol style="list-style-type: none"> 1. 作業行程を熟知し、手順を守り、正確かつ誠実に行うこと。 2. カッター等、刃物の取り扱いには十分注意し、道具類は常に整理整頓を心掛けること。 3. 危険防止のため、作業道具は第三者に触れられることのないように管理すること。 4. 電動工具の使用 <ol style="list-style-type: none"> 1) 濡れた手で取り扱わないこと。 2) コードやプラグの傷んだものは使用しないこと。 3) スイッチのON・OFF や、コンセントの差込み・引抜きは、慎重に行うこと。 4) 故障している機器を無理に使用しないこと。 5) 作業休止中または移動する際には、確実にスイッチを切り、電源を抜いておくこと。 6) 工具は、定められた操作法により使用すること。 5. 建具に汚損を与えないように、慎重に取り扱うこと。 6. 作業後は、必ず清掃を行い、釘・カッターの刃等が床に落ちていないか等を確認し、道具類は決められた場所に整理し、片付けること。 	
建具等運搬作業	<ol style="list-style-type: none"> 1. 建具の移動や運搬は、限界を見極め、正しい姿勢で行い、慎重に行うこと。 2. 運搬経路上の障害物等は、あらかじめ取り除き、足元の安全を確保すること。 3. 建具等に、損傷を与えないよう慎重に行うこと。 必要に応じて、保護シート等の保護材を使用すること。 4. 車両等への積み込みは、荷崩れのないように行い、建具等はロープ等でしっかり固定すること。 5. 建具等の積み降ろしの際は、足元や周囲の安全を確認し、傷害事故や物損事故のないように十分注意すること。 	<p>保護シート等</p> <p>固定ロープ等</p>
発注先での作業	<ol style="list-style-type: none"> 1. 建具を搬入または搬出する際に、家具類の移動が必要な場合は、限界を見極め、正しい姿勢で慎重に行うこと。 2. 運搬経路上の障害物等を、あらかじめ取り除き、足元の安全を確保すること。 3. 他の建具や家屋の内装等に、汚損を与えないよう慎重に行い、必要に応じて保護シート等を使用すること。 	<p>保護シート等</p>

作業別安全・適正就業基準（表装・内装作業－3）

作業名	就業にあたって遵守する事項	安全保護具
	<p>4. 作業環境は、常に整理整頓を心掛けること。</p> <p>5. カッター等、刃物の取り扱いには十分注意し、道具類は常に整理整頓を心掛けること。</p> <p>6. 危険防止のため、作業道具は第三者に触れられることのないように管理すること。</p> <p>7. 脚立や踏み台を使用する作業については、「高所作業」に準ずるものとする。</p> <p>8. 作業後は、必ず清掃を行い、釘・カッターの刃等が床に落ちていないか等を確認すること。</p>	
高所作業	<p>1. 作業は、原則として、高さが概ね2.5m以内に限る。</p> <p>2. 高所作業中は、安全带・安全帽を着用し、あごひもは必ず結ぶこと。</p> <p>3. 足場は、椅子、机、家具等の間に合わせの足場を使用せずに、脚立・踏み台等を用いること。</p> <p>4. 脚立や踏み台は、不安定な場所に立てないこと。</p> <p>5. 踏み台を重ねて使用したり、脚立を立て掛けて使用しないこと。</p> <p>6. 踏み台の代わりに、回転椅子や折りたたみ椅子等は、絶対に使用しないこと。</p> <p>7. 脚立を使用して足場板を掛け渡すときは、脚立の設置間隔を1.8m以下にすること。</p> <p>8. 床から足場板までの高さは、2m以下とすること。</p> <p>9. 足場板は、ゴムバンド等で縛り、固定すること。</p> <p>10. 足場板上では、無理な姿勢で作業をしないこと。</p> <p>11. 脚立を使用して作業する場合には、滑ったり、傾いたりしないように据え付け、開き止めを確実に掛けること。また、最上段に乗っての作業はしないこと。</p> <p>12. 工具類を落とさないよう注意すること。また、必要に応じて道具袋等を使用すること。</p> <p>13. 昇降する際は、手に道具等は持たないこと。また、飛び降りないこと。</p> <p>14. 2m以下の高所作業において、作業床が設けられないときは、安全带を使用し、いつもきちんと締めること。また、安全帯の取り付け場所がない場合は、補助者において、転落事故の防止に努めること。</p>	<p>安全帽 (ヘルメット)</p> <p>固定用ロープ等</p> <p>道具袋等</p> <p>安全带</p>

作業別安全・適正就業基準（大工・修繕作業－１）

作業名	就業にあたって遵守する事項	安全保護具
心構え	<ol style="list-style-type: none"> 1. 常に健康の維持管理に努めること。 2. 安全を第一に考え、安全就業を心掛けること。 3. 軽い柔軟体操をして、体をほぐしてから作業に従事すること。 4. 喫煙は所定の場所で行い、くわえタバコでの作業は絶対に行わないこと。 5. 作業中は、作業に専念し、みだりに話しかけたり、無駄話をしないようにすること。 6. 作業現場への往復は、交通ルールやマナーを守り、交通事故には、十分な注意をはらうこと。 	
服装等	<ol style="list-style-type: none"> 1. 服装・履物は、作業に合ったものを着用すること。 2. 作業服は、袖口のしまったものを着用すること。 3. 作業靴は、履き慣れたもの、滑りにくいものを使用すること。また、底の厚いものを使用し、踏抜き、捻挫を防ぐこと。 4. 安全帽は、必要に応じて着用すること。 5. 必要に応じて、保護眼鏡等を使用すること。 	安全帽 （ヘルメット） 保護眼鏡
作業全般	<ol style="list-style-type: none"> 1. 作業現場に着いたら、現場の状況を確認すること。 2. 危険・有害な作業、無理を伴う作業と感じた場合には、作業を見合わせ、事務局へ連絡をすること。 3. 作業環境は、常に整理整頓を心掛けること。 4. 工具類や機械器具は、定められた操作法で作業すること。また、機械器具に故障、その他異常の箇所を発見したときは、無理して使用せず、事務局に連絡すること。 5. 共同作業では、合図・連絡を正確に行うこと。 6. 作業後は、現場の掃除、後片付けを行うこと。 7. 作業は、原則として、高さが概ね2.5m以内で、屋根の上、足場囲いが必要な場所等を行わないものとする。 	
発注先での作業	<ol style="list-style-type: none"> 1. 家具類の移動や運搬が必要な場合は、限界を見極め、正しい姿勢で慎重に行うこと。 2. 材料等の搬入や搬出を行なう際は、運搬経路上の障害物等を、あらかじめ取り除き、足元の安全を確保すること。 3. 建具や家屋の内装等に、汚損を与えないよう慎重に行い、必要に応じて保護シート等を使用すること。 	保護シート等

作業別安全・適正就業基準（大工・修繕作業－２）

作業名	就業にあたって遵守する事項	安全保護具
	<ol style="list-style-type: none"> 4. 作業環境は、常に整理整頓を心掛けること。 5. カッター等、刃物の取り扱いには十分注意し、道具類は常に整理整頓を心掛けること。 6. 危険防止のため、作業道具は第三者に触れられることのないように管理すること。 7. 脚立や踏み台を使用する作業については、「高所作業」に準ずるものとする。 8. 作業後は、必ず清掃を行い、釘・カッターの刃等が床に落ちていないか等を確認すること。 	
付設作業室での作業	<ol style="list-style-type: none"> 1. 作業行程を熟知し、手順を守り、正確かつ誠実に行うこと。 2. カッター等、刃物の取り扱いには十分注意し、道具類は常に整理整頓を心掛けること。 3. 危険防止のため、作業道具は第三者に触れられることのないように管理すること。 4. 作業後は、必ず清掃を行い、釘・カッターの刃等が床に落ちていないか等を確認し、道具類は決められた場所に整理し、片付けること。 	
電動工具等を使用する作業	<ol style="list-style-type: none"> 1. 濡れた手で取り扱わないこと。 2. コードやプラグの傷んだものは使用しないこと。 3. スイッチのON・OFFや、コンセントの差込み・引抜きは、慎重に行うこと。 4. 故障している機器を無理に使用しないこと。 5. 機器は、定められた操作法により使用すること。 6. 作業休止中または移動する際には、確実にスイッチを切り、電源を抜いておくこと。 	
塗料等の取り扱い	<ol style="list-style-type: none"> 1. 塗料等の使用にあたっては、容器の表示事項等に従って、安全かつ適正な使用をすること。 2. 引火性のもの等危険物を使用する場合、喫煙は作業場以外の所定の場所で行い、くわえタバコでの作業は絶対に行わないこと。 3. 有機溶剤類の使用時は、防毒マスク等を使用し、換気に注意すること。 4. 塗料・溶剤等が目の中に入った場合、速やかに洗眼すること。 	<p>防毒マスク等</p> <p>防塵眼鏡</p>

作業別安全・適正就業基準（大工・修繕作業－３）

作業名	就業にあたって遵守する事項	安全保護具
	5. 床面等にこぼれた塗料および溶剤等は、直ちに拭取ること。 6. めまいや頭痛がしたり、気分が悪くなったりしたら、直ちに作業を中止し、医師の診察を受けること。	
梯子使用 作業	1. 梯子は、幅30cm以上の丈夫なものを使用すること。 2. 梯子は、滑り止めのあるものを使用すること。 滑り止めのない場合には、梯子の上方を縛るか、共同作業者等に脚部を押さえてもらうこと。 3. 梯子は、地面との角度が、75度になるように掛けることを原則とし、上部は60cm位上方に出るようにすること。 また、滑ったり傾いたりしないように据え付け、ロープ等で固定すること。 4. 梯子を昇降する際は、動揺等に十分注意すること。 また、飛び降りないこと。 5. その他「高所作業」に準ずるものとする。	固定用ロープ等
高所作業	1. 原則として、2人以上で作業をすること。 2. 作業床が固定されているか確認すること。 3. 作業床上は、整理整頓し作業を行うこと。 4. 安全帯および安全帽を着用し、あごひもは必ず結ぶこと。 5. 足場は、土塀の上・ブロック塀の上、椅子、机、家具等、間に合わせの足場を使用せずに、三脚・脚立・踏み台等を用いること。 6. 脚立や踏み台は、不安定な場所に立てないこと。 7. 踏み台を重ねて使用したり、脚立は立て掛けて使用しないこと。 8. 踏み台の代わりに、回転椅子や折りたたみ椅子等は、絶対に使用しないこと。 9. 脚立は、滑ったり傾いたりしないように据え付け、開き止めを確実に掛けること。 地盤が軟弱な場所では、敷板等を敷いて安全を確保すること。 また、最上段に乗っての作業はしないこと。 10. 脚立を利用して足場板を掛け渡すときは、脚立の設置間隔を1.8m以下にすること。 また、地面から足場板までの高さは、2m以下とすること。 11. 足場板は、ゴムバンド等で縛り、固定すること。	安全帽 （ヘルメット） 敷板等 固定用ロープ等

作業別安全・適正就業基準（大工・修繕作業－４）

作業名	就業にあたって遵守する事項	安全保護具
	<p>1 2. 足場板上では、無理な姿勢で作業をしないこと。</p> <p>1 3. 身を乗り出したの作業は、原則として行わないものとし、必要な場合には、安全带等を着用すること。</p> <p>1 4. 高所作業をしている下では、作業を行わないこと。</p> <p>1 5. 道具類を落とさないよう注意すること。 また、必要に応じて道具袋等を使用すること。</p> <p>1 6. 昇降する際は、手に道具等は持たないこと。 また、飛び降りないこと。</p> <p>1 7. 2m以下の高所作業において、作業床が設けられないときは、安全带を使用し、いつもきちんと締めること。 安全帯の取り付け場所がない場合は、補助者をおいて、転落事故の防止に努めること。</p>	<p>安全带</p> <p>道具袋等</p> <p>安全带</p>
<p>斜面での作業</p>	<p>1. 原則として、高さが4m以上あり、かつ傾斜角が概ね45度以上ある斜面の作業は、行わないものとする。</p> <p>2. 安全带及び安全帽を着用し、安全帽のあごひもは、必ず結ぶこと。</p> <p>3. 斜面での作業は、滑りやすいので十分注意すること。</p> <p>4. 梯子を使用する際には、幅30cm以上の丈夫なもので、滑り止めのあるものを使用すること。</p> <p>5. 梯子は、上部が60cm位上方に出るようにすること。 また、滑ったり傾いたりしないように据え付け、ロープ等で固定すること。固定できない場合には、共同作業者等に脚部を押さえてもらうこと。</p> <p>6. 梯子は、滑ったり傾いたりしないように据え付け、地盤が軟弱な場所では、敷板等を敷いて安全を確保すること。</p> <p>7. 梯子上では、無理のない姿勢で作業をすること。</p> <p>8. 梯子を昇降する際は、十分注意し、飛び降りないこと。</p> <p>9. 作業中の梯子周辺には、道具類を放置しないこと。</p> <p>10. 梯子を使用できない場合は、安全带やロープ等を使用し、転落事故の防止に努めること。</p> <p>11. 共同で作業を行う場合は、作業間隔を十分とり、上下に並列して作業を行わないこと。</p>	<p>安全帽 (ヘルメット)</p> <p>固定用ロープ等</p> <p>敷板等</p> <p>安全带等</p>

作業別安全・適正就業基準（大工・修繕作業－５）

作業名	就業にあたって遵守する事項	安全保護具
炎天下での作業	<ol style="list-style-type: none"> 1. 日よけ帽を、必ず着用すること。 2. 熱中症には十分注意すること。 3. 警報・注意報がでた場合には、可能な限り作業を中止すること。 4. 連続して長時間の作業は行わないこと。 5. 休憩は、できるだけ直射日光を避け、風通しのよい場所で行うようにし、十分に水分を補給すること。 6. 特に、体調には十分注意し、異常を感じた場合には、直ちに作業を中止すること。 	<p>日よけ帽等 保冷・冷却用品等</p>
移動・運搬作業	<ol style="list-style-type: none"> 1. 道具の移動や運搬は、限界を見極め、正しい姿勢で慎重に行うこと。 2. 運搬経路上の障害物等は、予め取り除き、足元の安全を確保すること。 3. トラックの荷台に人を乗せたままでの、発進・移動は行わないこと。 また、荷台上での作業では、安全帽を着用すること。 4. 車両等への各種道具等の積み込みは、荷崩れのないように行い、ロープ等でしっかり固定すること。 5. 積み降ろしの際は、足元や周囲の安全を確認し、傷害事故や物損事故のないように十分注意すること。 6. トラックの荷台のリアゲート及びサイドゲートは、必ず上げ、確実にロックし、走行すること。 	<p>安全帽 (ヘルメット) 固定用ロープ等</p>

作業別安全・適正就業基準（清掃作業－１）

作業名	就業にあたって遵守する事項	安全保護具
心構え	<ol style="list-style-type: none"> 1. 常に健康の維持管理に努めること。 2. 安全を第一に考え、安全就業を心掛けること。 3. 軽い柔軟体操をして、体をほぐしてから作業に従事すること。 4. 喫煙は所定の場所で行い、くわえタバコでの作業は絶対に行わないこと。 5. 作業中は、作業に専念し、みだりに話しかけたり、無駄話をしないようにすること。 6. 作業現場への往復は、交通ルールやマナーを守り、交通事故には、十分な注意をはらうこと。 	
服装等	<ol style="list-style-type: none"> 1. 服装・履物は、作業に合ったものを着用すること。 2. 作業服は、常に衛生面に配慮し、汚れているものは洗濯してから使用すること。 3. 作業靴は、履き慣れたもの、滑りにくいものを使用すること。 4. 長いひも類、装飾品は、一切身に着けないこと。 5. 必要に応じて、安全帽を使用すること。 6. 手袋（軍手等）を必ず着用すること。 	<p>安全帽 (ヘルメット)</p>
作業全般	<ol style="list-style-type: none"> 1. 作業現場に着いたら、現場の状況を確認すること。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 危険・有害な作業、無理を伴う作業と感じた場合には、作業を見合わせ、事務局へ連絡をすること。 2) 歩行者や車両等の通行の有無等を確認し、必要に応じて標識等を設置し、安全を確保すること。 2. 作業環境は、常に整理整頓を心掛けること。 3. 機械器具は、定められた操作法で作業すること。 また、機械器具に故障、その他異常の箇所を発見したときは、無理して使用せず、事務局に連絡すること。 4. 作業は無理のない姿勢で、落ち着いて行うこと。 5. 共同作業では、合図・連絡を正確に行うこと。 	<p>標識等</p>
屋内清掃作業	<ol style="list-style-type: none"> 1. 家具類の移動や運搬が必要な場合は、限界を見極め、正しい姿勢で慎重に行うこと。 2. 移動する場合、運搬経路上の障害物等を、あらかじめ取り除き、足元の安全を確保すること。 3. 建具や家屋の内装等に、汚損を与えないよう慎重に作業を行い、必要に応じて保護シート等を使用すること。 	<p>保護シート等</p>

作業別安全・適正就業基準（清掃作業－２）

作業名	就業にあたって遵守する事項	安全保護具
	4. 作業環境は、常に整理整頓を心掛けること。 5. 危険防止のため、作業道具は第三者に触れられることのないように管理すること。 6. 脚立や踏み台を使用する作業については、「高所作業」に準ずるものとする。	
洗剤等の取り扱い	1. 洗剤の調合等は、ゴム手袋を使用すること。 2. 洗剤や薬品を使用するときは、使用上の注意事項を確認し、正しく使い、目に入ったらすぐ流水で洗い流すこと。 3. 溶剤のガスを、吸わないよう十分に注意すること。 必要に応じて、保護マスク等を着用すること。 4. 有機溶剤類の使用時は、換気に注意すること。 5. 引火性のもの等危険物を使用する場合、喫煙は作業場以外の所定の場所で行い、くわえタバコでの作業は絶対に行わないこと。 6. めまいや頭痛がしたり、気分が悪くなったりしたら、直ちに作業を中止し、医師の診察を受けること。	ゴム手袋 保護マスク等
床清掃	1. 作業中は、滑り止め付きの靴を履くか、滑り止めカバーの類を用意し、使用すること。 2. 作業にあたっては、滑り易いので、どんなに急ぐ時でも走ってはならない。 3. 洗剤やワックス等は、特に滑り易いので注意すること。	
窓ガラスの洗浄	1. 原則として、脚立を使用しての作業は行わない。 2. ガラス部に手をついたり、体を支えたりしないこと。 3. 窓等の開閉には十分注意し、作業中と作業後には、必ず施錠すること。 4. 無理な姿勢で作業しないこと。 5. 脚立を使用して作業する場合は、「高所作業」に準じて行うものとする。	

作業別安全・適正就業基準（清掃作業－3）

作業名	就業にあたって遵守する事項	安全保護具
<p>清掃用機械 器具の使用</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 電動機器の使用 <ol style="list-style-type: none"> 1) 濡れた手で取り扱わないこと。 2) コードやプラグの傷んだものは使用しないこと。 3) スイッチのON・OFFや、コンセントの差込み・引抜きは、慎重に行うこと。 4) 故障している機器を無理に使用しないこと。 5) 作業休止中または移動する際には、確実にスイッチを切り、電源を抜いておくこと。 6) 定められた操作法により使用すること。 2. ポリッシャーの使用 <ol style="list-style-type: none"> 1) 作業に合った大きさのものを使用すること。 2) 定められた操作法により使用すること。 3) ハンドルを両手でしっかり持って操作すること。 4) コードの扱いに注意すること。 5) 障害物は、あらかじめ移動させておくこと。 6) 限界を見極め、正しい姿勢で慎重に行うこと。 	
<p>高所作業</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 作業は、原則として、高さが概ね2.5m以内に限る。 2. 高所作業中は、安全帯・安全帽を着用し、あごひもは必ず結ぶこと。 3. 足場は、椅子、机、家具等の間に合わせの足場を使用せず、脚立・踏み台等を用いること。 4. 脚立や踏み台は、不安定な場所に立てないこと。 5. 踏み台を重ねて使用したり、脚立を立て掛けて使用しないこと。 6. 踏み台の代わりに、回転椅子や折りたたみ椅子等は、絶対に使用しないこと。 7. 脚立を使用して足場板を掛け渡すときは、脚立の設置間隔を1.8m以下にすること。 8. 床から足場板までの高さは、2m以下とすること。 9. 足場板は、ゴムバンド等で縛り、固定すること。 10. 足場板上では、無理な姿勢で作業をしないこと。 11. 脚立を使用して作業する場合には、滑ったり、傾いたりしないように据え付け、開き止めを確実に掛けること。また、最上段に乗っての作業はしないこと。 	<p>安全帽 (ヘルメット)</p> <p>固定用ロープ等</p>

作業別安全・適正就業基準（清掃作業－４）

作業名	就業にあたって遵守する事項	安全保護具
	<p>1 2. 道具類を落とさないよう注意すること。 また、必要に応じて道具袋等を使用すること。</p> <p>1 3. 昇降する際は、手に道具等は持たないこと。 また、飛び降りないこと。</p> <p>1 4. 2m以下の高所作業において、作業床が設けられないときは、安全帯を使用し、いつもきちんと締めること。 また、安全帯の取り付け場所がない場合は、補助者において、転落事故の防止に努めること。</p>	<p>道具袋等</p> <p>安全帯</p>
屋外清掃作業	<p>1. 作業現場の状況確認を十分に行うこと。</p> <p>1) ガラスの破片、釘等の危険物に注意すること。</p> <p>2) 蜂の巣や害虫等に注意すること。</p> <p>3) 作業現場によっては、保護眼鏡を着用すること。</p> <p>2. 歩道や街路等で作業する場合は、道具や自転車等の管理には十分注意し、歩行者・自転車等の往来の妨げにならないよう心掛けること。 また、交通ルールやマナーを遵守し、道路を横断する際は横断歩道等を使用し、交通事故には十分注意すること。</p> <p>3. 路上で作業する場合には、作業帽を着用し、パイロン、標識等を正しく設置し、走行中の車両等に認識され易いように工夫すること。 また、見通しの悪い場所では、監視員を置くこと。</p> <p>4. 荷物などの管理には十分注意し、邪魔にならない所で、かつ目立つ所に置き、盗難などを未然に防ぐよう努力すること。</p> <p>5. 雨天時の作業は、健康を害さないよう注意し、適切な雨具等を準備・着用し行うものとする。 ただし、落雷の危険性があるときは、速やかに作業を中止し、安全な場所へ避難すること。</p>	<p>保護眼鏡</p> <p>パイロン等 標識等</p>
斜面での作業	<p>1. 原則として、高さが4m以上であり、かつ傾斜角が概ね45度以上である斜面の作業は、行わないものとする。</p> <p>2. 安全帯及び安全帽を使用し、安全帽のあごひもは、必ず結ぶこと。</p> <p>3. 斜面での作業は、滑りやすいので十分注意すること。</p> <p>4. 梯子を使用する際には、幅30cm以上の丈夫なもので、滑り止めのあるものを使用すること。</p>	<p>安全帽 (ヘルメット)</p>

作業別安全・適正就業基準（清掃作業－５）

作業名	就業にあたって遵守する事項	安全保護具
	<p>5. 梯子は、上部が60cm位上方に出るようにすること。 また、滑ったり傾いたりしないように据え付け、ロープ等で固定すること。 固定できない場合には、共同作業者等に脚部を押さえてもらうこと。</p> <p>6. 梯子は、滑ったり傾いたりしないように据え付け、地盤が不等沈下するような場所では、敷板等を敷いて安全を確保すること。</p> <p>7. 梯子上では、無理のない姿勢で作業をすること。</p> <p>8. 梯子を昇降する際は、十分注意し、飛び降りないこと。</p> <p>9. 作業中の梯子周辺には、道具類を放置しないこと。</p> <p>10. 梯子を使用できない場合は、ロープ等を使用し、転落事故の防止に努めること。</p> <p>11. 共同で作業を行う場合は、作業間隔を十分とり、上下に並列して作業を行わないこと。</p>	<p>固定用ロープ等</p> <p>敷板等</p> <p>固定用ロープ等</p>
<p>炎天下での作業</p>	<p>1. 日よけ帽を、必ず着用すること。</p> <p>2. 熱中症には十分注意すること。</p> <p>3. 警報・注意報がでた場合には、可能な限り作業を中止すること。</p> <p>4. 連続して長時間の作業は行わないこと。</p> <p>5. 休憩は、できるだけ直射日光を避け、風通しのよい場所で行うようにし、十分に水分を補給すること。</p> <p>6. 特に、体調には十分注意し、異常を感じた場合には、直ちに作業を中止すること。</p>	<p>日よけ帽等</p> <p>保冷・冷却用品等</p>

作業別安全・適正就業基準（清掃作業－6）

作業名	就業にあたって遵守する事項	安全保護具
移動・運搬作業	<ol style="list-style-type: none"> 1. 道具の移動や運搬は、限界を見極め、正しい姿勢で慎重に行うこと。 2. 運搬経路上の障害物等は、予め取り除き、足元の安全を確保すること。 3. トラックの荷台に人を乗せたままでの、発進・移動は行わないこと。 また、荷台上での作業では、安全帽を着用すること。 4. 車両等への各種道具等の積み込みは、荷崩れのないように行い、ロープ等でしっかり固定すること。 5. 積み降ろしの際は、足元や周囲の安全を確認し、傷害事故や物損事故のないように十分注意すること。 6. トラックの荷台のリアゲート及びサイドゲートは、必ず上げ、確実にロックし、走行すること。 	安全帽 (ヘルメット) 固定用ロープ等
屋外清掃作業	<ol style="list-style-type: none"> 1. 作業現場の状況確認を十分に行うこと。 <ol style="list-style-type: none"> 1) ガラスの破片、釘等の危険物に注意すること。 2) 蜂の巣や害虫等に注意すること。 3) 作業現場によっては、保護眼鏡を着用すること。 2. 歩道や街路等で作業する場合は、道具や自転車等の管理には十分注意し、歩行者・自転車等の往来の妨げにならないよう心掛けること。 また、交通ルールやマナーを遵守し、道路を横断する際は横断歩道等を使用し、交通事故には十分注意すること。 3. 路上で作業する場合には、作業帽を着用し、パイロン、標識等を正しく設置し、走行中の車両等に認識され易いように工夫すること。 また、見通しの悪い場所では、監視員を置くこと。 4. 荷物などの管理には十分注意し、邪魔にならない所で、かつ目立つ所に置き、盗難などを未然に防ぐよう努力すること。 5. 雨天時の作業は、健康を害さないよう注意し、適切な雨具等を準備・着用し行うものとする。 ただし、落雷の危険性があるときは、速やかに作業を中止し、安全な場所へ避難すること。 	保護眼鏡 パイロン等 標識等

作業別安全・適正就業基準（塗装作業－１）

作業名	就業にあたって遵守する事項	安全保護具
心構え	<ol style="list-style-type: none"> 1. 常に健康の維持管理に努めること。 特に、有機溶剤および粉塵を吸い込む恐れがあるので、健康診断を受けるなど自発的に健康管理に努めること。 2. 安全を第一に考え、安全就業を心掛けること。 3. 軽い柔軟体操をして、体をほぐしてから作業に従事すること。 4. 喫煙は所定の場所で行い、くわえタバコでの作業は絶対に行わないこと。 5. 作業中は、作業に専念し、みだりに話しかけたり、無駄話をしないようにすること。 6. 作業現場への往復は、交通ルールやマナーを守り、交通事故には、十分な注意をはらうこと。 	
服装等	<ol style="list-style-type: none"> 1. 服装・履物は、作業に合ったものを着用すること。 2. 作業服は、袖口のしまったものを着用すること。 3. 作業靴は、履き慣れたもの、滑りにくいものを使用すること。 また、底の厚いものを使用し、踏抜き、捻挫を防ぐこと。 4. 安全帽は、必要に応じて着用すること。 5. 必要に応じて、保護眼鏡、防毒マスク等を使用すること。 	安全帽 （ヘルメット） 保護眼鏡 防毒マスク
作業全般	<ol style="list-style-type: none"> 1. 作業現場に着いたら、現場の状況を確認すること。 2. 危険・有害な作業、無理を伴う作業と感じた場合には、作業を見合わせ、事務局へ連絡をすること。 3. 作業環境は、常に整理整頓を心掛けること。 4. 工具類や機械器具は、定められた操作法で作業すること。 また、機械器具に故障、その他異常の箇所を発見したときは、無理して使用せず、事務局に連絡をすること。 5. 共同作業では、合図・連絡を正確に行うこと。 6. 作業後は、現場の掃除、後片付けを行うこと。 7. 作業は、原則として、高さが概ね2.5m以内で、屋根の上、足場囲いが必要な場所等を行わないものとする。 	
発注先での作業	<ol style="list-style-type: none"> 1. 家具類の移動が必要な場合は、限界を見極め、正しい姿勢で慎重に行うこと。 2. 材料等の搬入や搬出を行なう際は、運搬経路上の障害物等を、あらかじめ取り除き、足元の安全を確保すること。 	

作業別安全・適正就業基準（塗装作業－２）

作業名	就業にあたって遵守する事項	安全保護具
	<ol style="list-style-type: none"> 3. 建具や家屋の内装等に、汚損を与えないよう慎重に行うこと。 また、塗料等の飛散には十分注意し、必要に応じて保護シート等を使用すること。 4. 作業環境は、常に整理整頓を心掛けること。 5. カッター等、刃物の取り扱いには十分注意し、道具類は常に整理整頓を心掛けること。 6. 危険防止のため、作業道具は第三者に触れられることのないように管理すること。 7. 脚立や踏み台を使用する作業については、「高所作業」に準ずるものとする。 8. 作業後は、必ず清掃を行い、釘・カッターの刃等が床に落ちていないか等を確認すること。 	保護シート等
塗料等の取り扱い	<ol style="list-style-type: none"> 1. 塗料等の使用にあたっては、容器の表示事項等に従って、安全かつ適正な使用をすること。 2. 引火性のもの等危険物を使用する場合、喫煙は作業場以外の所定の場所で行い、くわえタバコでの作業は絶対に行わないこと。 3. 有機溶剤類の使用時は、防毒マスク等を使用し、換気に注意すること。 4. 塗料・溶剤等が目の中に入った場合、速やかに洗眼すること。 5. 床面等にこぼれた塗料および溶剤等は、直ちに拭取ること。 6. めまいや頭痛がしたり、気分が悪くなったりしたら、直ちに作業を中止し、医師の診察を受けること。 	防毒マスク等 防塵眼鏡
塗込作業	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被塗装物の中心に位置をとり、安定した姿勢で作業すること。 2. 各種製品の塗込手順に従って、作業すること。 3. 各種塗料を塗布するときは、換気に配慮し、作業すること。 4. 屋内での作業時には、こまめに換気をすること。 5. 塗込作業中は、火気に注意すること。 6. 防毒マスク、防塵眼鏡を着用すること。 	防毒マスク 防塵眼鏡

作業別安全・適正就業基準（塗装作業－３）

作業名	就業にあたって遵守する事項	安全保護具
表面処理 剥離作業	<ol style="list-style-type: none"> 1. 表面処理剤・剥離剤を使用して作業するときは、手袋、前掛け、長靴等を着用すること。 2. 薬品が皮膚に付着した場合には、直ちに清水で十分に洗い流すこと。 3. 剥離作業を行う場合は、防塵マスク、防塵眼鏡等を着用すること。 	<p>手袋等</p> <p>防塵マスク 防塵眼鏡</p>
コンプレッサーの使用	<ol style="list-style-type: none"> 1. 必ずベルトカバーをつけ、移動するときは、電動機の停止後に行うこと。 2. 定められた操作法により使用し、作業休止中は、確実にスイッチを切り、電源を抜いておくこと。 	
梯子使用 作業	<ol style="list-style-type: none"> 1. 梯子は、幅30cm以上の丈夫なものを使用すること。 2. 梯子は、滑り止めのあるものを使用すること。 滑り止めのない場合には、梯子の上方を縛るか、共同作業者等に脚部を押さえてもらうこと。 3. 梯子は、地面との角度が、75度になるように掛けることを原則とし、上部は60cm位上方に出るようにすること。 また、滑ったり傾いたりしないように据え付け、ロープ等で固定すること。 4. 梯子を昇降する際は、動揺等に十分注意すること。 また、飛び降りないこと。 5. その他「高所作業」に準ずるものとする。 	<p>固定用ロープ等</p>
高所作業	<ol style="list-style-type: none"> 1. 原則として、2人以上で作業をすること。 2. 作業床が固定されているか確認すること。 3. 作業床上は、整理整頓し作業を行うこと。 4. 安全帯および安全帽を着用し、あごひもは必ず結ぶこと。 5. 足場は、土塀の上・ブロック塀の上、椅子、机、家具等、間に合わせの足場を使用せずに、三脚・脚立・踏み台等を用いること。 6. 脚立や踏み台は、不安定な場所に立てないこと。 7. 踏み台を重ねて使用したり、脚立は立て掛けて使用しないこと。 8. 踏み台の代わりに、回転椅子や折りたたみ椅子等は、絶対に使用しないこと。 	<p>安全帽 (ヘルメット)</p>

作業別安全・適正就業基準（塗装作業－４）

	<p>9. 脚立は、滑ったり傾いたりしないように据え付け、開き止めを確実に掛けること。 地盤が軟弱な場所では、敷板等を敷いて安全を確保すること。 また、最上段に乗っての作業はしないこと。</p> <p>10. 脚立を利用して足場板を掛け渡すときは、脚立の設置間隔を1.8m以下にすること。 また、地面から足場板までの高さは、2m以下とすること。</p> <p>11. 足場板は、ゴムバンド等で縛り、固定すること。</p> <p>12. 足場板上では、無理な姿勢で作業をしないこと。</p> <p>13. 身を乗り出したの作業は、原則として行わないものとし、必要な場合には、安全带等を着用すること。</p> <p>14. 高所作業をしている下では、作業を行わないこと。</p> <p>15. 道具類を落とさないよう注意すること。 また、必要に応じて道具袋等を使用すること。</p> <p>16. 昇降する際は、手に道具等は持たないこと。 また、飛び降りないこと。</p> <p>17. 2m以下の高所作業において、作業床が設けられないときは、安全带を使用し、いつもきちんと締めること。 安全帯の取り付け場所がない場合は、補助者において、転落事故の防止に努めること。</p>	<p>敷板等</p> <p>固定用ロープ等</p> <p>安全带</p> <p>道具袋等</p> <p>安全带</p>
<p>斜面での作業</p>	<p>1. 原則として、高さが4m以上あり、かつ傾斜角が概ね45度以上ある斜面の作業は、行わないものとする。</p> <p>2. 安全带及び安全帽を着用し、安全帽のあごひもは、必ず結ぶこと。</p> <p>3. 斜面での作業は、滑りやすいので十分注意すること。</p> <p>4. 梯子を使用する際には、幅30cm以上の丈夫なもので、滑り止めのあるものを使用すること。</p> <p>5. 梯子は、上部が60cm位上方に出るようにすること。 また、滑ったり傾いたりしないように据え付け、ロープ等で固定すること。固定できない場合には、共同作業者等に脚部を押さえてもらうこと。</p> <p>6. 梯子は、滑ったり傾いたりしないように据え付け、地盤が軟弱な場所では、敷板等を敷いて安全を確保すること。</p> <p>7. 梯子上では、無理のない姿勢で作業をすること。</p> <p>8. 梯子を昇降する際は、十分注意し、飛び降りないこと。</p> <p>9. 作業中の梯子周辺には、道具類を放置しないこと。</p>	<p>安全帽 (ヘルメット)</p> <p>固定用ロープ等</p> <p>敷板等</p>

作業別安全・適正就業基準（塗装作業－５）

	<p>10. 梯子を使用できない場合は、安全帯やロープ等を使用し、転落事故の防止に努めること。</p> <p>11. 共同で作業を行う場合は、作業間隔を十分とり、上下に並列して作業を行わないこと。</p>	<p>安全帯等</p>
<p>炎天下での作業</p>	<p>1. 日よけ帽を、必ず着用すること。</p> <p>2. 熱中症には十分注意すること。</p> <p>3. 警報・注意報がでた場合には、可能な限り作業を中止すること。</p> <p>4. 連続して長時間の作業は行わないこと。</p> <p>5. 休憩は、できるだけ直射日光を避け、風通しのよい場所で行うようにし、十分に水分を補給すること。</p> <p>6. 特に、体調には十分注意し、異常を感じた場合には、直ちに作業を中止すること。</p>	<p>日よけ帽等 保冷・冷却用品等</p>
<p>移動・運搬作業</p>	<p>1. 道具の移動や運搬は、限界を見極め、正しい姿勢で慎重に行うこと。</p> <p>2. 運搬経路上の障害物等は、予め取り除き、足元の安全を確保すること。</p> <p>3. トラックの荷台に人を乗せたままでの、発進・移動は行わないこと。 また、荷台上での作業では、安全帽を着用すること。</p> <p>4. 車両等への各種道具等の積み込みは、荷崩れのないように行い、ロープ等でしっかり固定すること。</p> <p>5. 積み降ろしの際は、足元や周囲の安全を確認し、傷害事故や物損事故のないように十分注意すること。</p> <p>6. トラックの荷台のリアゲート及びサイドゲートは、必ず上げ、確実にロックし、走行すること。</p>	<p>安全帽 (ヘルメット) 固定用ロープ等</p>

作業別安全・適正就業基準（自転車整理等－１）

作業名	就業にあたって遵守する事項	安全保護具
心構え	<ol style="list-style-type: none"> 1. 常に健康の維持管理に努めること。 2. 安全を第一に考え、安全就業を心掛けること。 3. 軽い柔軟体操をして、体をほぐしてから作業に従事すること。 4. 喫煙は所定の場所で行い、くわえタバコでの作業は絶対に行わないこと。 5. 言葉使いには、十分注意すること。 6. 作業中は、作業に専念し、みだりに話しかけたり、無駄話をしないようにすること。 7. 作業現場への往復は、交通ルールやマナーを守り、交通事故には、十分な注意をはらうこと。 	
服装等	<ol style="list-style-type: none"> 1. 服装・履物は、作業に合ったものを着用すること。 2. 作業服は、季節、天候に合ったものを着用し、常に衛生面に配慮し、また、腕章等周囲から目立つものを着用すること。 3. ひも類の付いている服は着用しないこと。 4. ポケットは、ひっかからないように、チャックまたはボタンがかかるものを着用すること。 5. 作業靴は、底の滑りにくいもので、表面（甲）の丈夫なものを使用すること。 6. 作業帽は、必ず着用すること。 7. 手袋（軍手等）を必ず着用すること。 	<p>腕章等</p> <p>安全靴等</p> <p>作業帽</p> <p>手袋</p>
作業全般	<ol style="list-style-type: none"> 1. 就業途中で体調が悪くなったら、無理をせず作業を中止すること。 2. 共同作業では、合図・連絡を正確に行うこと。 3. 作業現場の状況を必ず確認すること。 特に、地面の傾斜や段差、凹凸、冬季の路面凍結等には十分注意を払うこと。 	
整理作業	<ol style="list-style-type: none"> 1. 整理した自転車の安定には十分注意を払うこと。 特に風の強い時には、風向きを考慮する等、より一層の注意を払うこと。 2. 作業中は、無用のトラブルを避けること。 言葉使いに配慮し、命令口調になったり、怒鳴ったりしないように十分注意をすること。 3. 作業中は、利用者や通行人など周囲に十分注意を払うこと。 	

作業別安全・適正就業基準（自転車整理等－２）

作業名	就業にあたって遵守する事項	安全保護具
	<p>4. 道路上の自転車の整理整頓を行なう場合には、通行人や走行車両、駐車車両等、周囲に十分注意を払うこと。</p> <p>5. また、交通ルールやマナーを遵守し、道路を横断する際は横断歩道等を使用し、交通事故には十分注意すること。</p>	
移動・運搬作業	<p>1. 移動や運搬の際には、限界を見極め、正しい姿勢で慎重に行うこと。</p> <p>2. 経路上の障害物等は、予め取り除き、足元の安全を確保すること。</p> <p>3. 重量のある自転車の移動は、共同して慎重に行うこと。</p> <p>4. 自転車を持って移動させる場合は、必ず両手を使ってフレーム、ハンドル、サドル、荷台の持ちやすい部分の二箇所を持って行うこと。</p> <p>5. 自転車を持ち上げる際は、両足を適度に関き身体を安定させ、特にバランスには十分注意を払うこと。</p> <p>6. 移動する際には、必要最小限の距離にすること。</p> <p>7. 長い距離を移動させる場合は、台車等を利用し身体への負担を軽くすること。</p> <p>8. 移動の際は、自転車を破損して利用者とのトラブルの原因とならないよう、乱暴に扱わないこと。 また、通行人や走行車両、駐車車両にぶつからないよう注意を払うこと。</p> <p>9. 移動後は、自転車が転倒しないよう十分注意を払うこと。</p>	
利用者への指導・誘導業務	<p>1. 利用者へ、置き場所の指導や誘導等を行なう場合は、言葉使いに配慮し、命令口調になったり、怒鳴ったりしないよう十分注意をすること。 また、誘導の際には、事故防止を考慮し、他の利用者や通行人等に迷惑をかけないように、周囲に十分注意を払うこと。</p> <p>2. 指導・誘導作業中は、利用者等とのトラブルの発生を避け、苦情等に対しては、聞くだけにとどめること。 万一トラブルが発生した場合には、直ちに班長や事務局へ連絡すること。 また、暴行を受けたり、急迫の危険を感じた時には、直ちに逃避し、最寄の警察や事務所へ連絡すること。</p>	

作業別安全・適正就業基準（自転車整理等－3）

作業名	就業にあたって遵守する事項	安全保護具
	3. 自転車に警告書を貼付する場合は、無理な姿勢で行わないこと。	
清掃作業	1. 駐輪場内および歩道上等の清掃作業をする場合は、利用者や通行人等に迷惑をかけないように、周囲に十分注意を払うこと。 2. その他、作業別安全・適正就業基準（清掃作業）に準ずるものとする。	
高所作業	1. 原則として、2人以上で作業をすること。 2. 安全帽を着用し、あごひもは必ず結ぶこと。 3. 高所作業をしている下では、作業を行わないこと。 4. 脚立は、滑ったり傾いたりしないように据え付け、開き止めを確実に掛けること。 また、最上段に乗っての作業はしないこと。 5. 工具類を落とさないよう、道具袋等を使用すること。 6. 昇降する際は、手に道具等は持たないこと。 また、飛び降りないこと。	安全帽 （ヘルメット） 道具袋等
炎天下での作業	1. 日よけ帽を、必ず着用すること。 2. 熱中症には十分注意すること。 3. 警報・注意報がでた場合には、可能な限り作業を中止すること。 4. 連続して長時間の作業は行わないこと。 5. 休憩は、できるだけ直射日光を避け、風通しのよい場所で行うようにし、十分に水分を補給すること。 6. 特に、体調には十分注意し、異常を感じた場合には、直ちに作業を中止すること。	日よけ帽等 保冷・冷却用品等

作業別安全・適正就業基準（配布業務－１）

作業名	就業にあたって遵守する事項	安全保護具
心構え	<ol style="list-style-type: none"> 1. 常に健康の維持管理に努めること。 2. 安全を第一に考え、安全就業を心がけること。 3. 軽い柔軟体操を行い、体をほぐしてから作業に入ること。 4. 配付中は作業に専念し、みだりに話しかけたり、無駄話をしないこと。 5. くわえ煙草での配布作業は絶対にしないこと。 6. 雨天時にやむを得ず作業を実施する時は雨具を着用し、健康に気をつけること。 その際、配布物の水濡れ防止に留意すること。 7. 落雷に注意し、危険の無いよう安全な場所に避難すること。 	
服装等	<ol style="list-style-type: none"> 1. 服装は、作業に適したものを着用すること。 2. 常に衛生面に留意し、清潔なものを着用すること。 3. 作業靴は、担当地区の路面にあった、履きなれた靴を使用すること。 4. 装飾品は一切身に着けないこと。 5. 帽子は、センター会員とわかるものを着用すること。 6. 会員証は必ず携行すること。 	作業帽 会員証
乗り物を使用するとき	<ol style="list-style-type: none"> 1. 配付地域への往復及び作業中は交通ルールを守り、事故には十分気をつけること。 2. 歩道、道路の走行あるいは駐車するときは、車両等往来の妨げにならないように心掛けること。 なお、家屋等の玄関先（出入口）の駐車、駐輪は禁止。 3. 配布物の管理には十分注意し、盗難・紛失等を未然に防ぐよう努力すること。 4. 傘をさしての片手運転（自転車等）は禁止。 5. 駐停車は近隣の皆様に迷惑が掛からないように注意すること。 また、私有地への乗り入れは厳に慎むこと。 	

作業別安全・適正就業基準（配布業務－２）

作業名	就業にあたって遵守する事項	安全保護具
早朝・夜間の作業	<ol style="list-style-type: none"> 1. 早朝、夜間の作業は、避けること。 2. 足元が暗い時など懐中電灯等を使用し、安全を確保すること。 3. 階段、段差、傾斜面、荒廃路面、ぬかるみ等には十分注意すること。 4. 視認性向上のため反射たすき等を利用すること。 	ハッドランプ 懐中電灯 反射たすき等
炎天下での作業	<ol style="list-style-type: none"> 1. 日よけ帽を、必ず着用すること。 2. 熱中症には十分注意すること。 3. 警報・注意報がでた場合には、可能な限り作業を中止すること。 4. 連続して長時間の作業は行わないこと。 5. 休憩は、できるだけ直射日光を避け、風通しのよい場所で行うようにし、十分に水分を補給すること。 6. 特に、体調には十分注意し、異常を感じた場合には、直ちに作業を中止すること。 	日よけ帽等 保冷・冷却用品等

作業別安全・適正就業基準（その他の作業－１）

作業名	就業にあたって遵守する事項	安全保護具
心構え	<ol style="list-style-type: none"> 1. 常に健康の維持管理に努めること。 2. 安全を第一に考え、安全就業を心掛けること。 3. 軽い柔軟体操をして、体をほぐしてから作業に従事すること。 4. 喫煙は所定の場所で行い、くわえタバコでの作業は絶対に行わないこと。 5. 言葉使いには、十分注意すること。 6. 作業中は、作業に専念し、みだりに話しかけたり、無駄話をしないようにすること。 7. 作業現場への往復は、交通ルールやマナーを守り、交通事故には、十分な注意をはらうこと。 	
服装等	<ol style="list-style-type: none"> 1. 服装・履物は、作業に合ったものを着用すること。 2. 作業服は、常に衛生面に配慮し、汚れているものは洗濯してから使用すること。 3. 作業靴は、履き慣れたもの、滑りにくいものを使用すること。 4. 長いひも類、装飾品は、一切身に着けないこと。 5. 必要に応じて、安全帽、手袋（軍手）等を使用すること。 	<p>安全帽 （ヘルメット）</p> <p>手袋等</p>
作業全般	<ol style="list-style-type: none"> 1. 作業現場に着いたら、現場の状況を確認すること。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 危険・有害な作業、無理を伴う作業と感じた場合には、作業を見合わせ、事務局へ連絡をすること。 2) 歩行者や車両等の通行の有無等を確認し、必要に応じて標識等を設置し、安全を確保すること。 2. 作業環境は、常に整理整頓を心掛けること。 3. 機械器具は、定められた操作法で作業すること。 また、機械器具に故障、その他異常の箇所を発見したときは、無理して使用せず、事務局に連絡すること。 4. 作業は無理のない姿勢で、落ち着いて行うこと。 5. 共同作業では、合図・連絡を正確に行うこと。 	<p>標識等</p>
屋内作業	<ol style="list-style-type: none"> 1. 家具類の移動や運搬が必要な場合は、限界を見極め、正しい姿勢で慎重に行うこと。 2. 移動する場合、運搬経路上の障害物等を、あらかじめ取り除き、足元の安全を確保すること。 3. 建具や家屋の内装等に、汚損を与えないよう慎重に作業を行い、必要に応じて保護シート等を使用すること。 	<p>保護シート等</p>

作業別安全・適正就業基準（その他の作業－２）

作業名	就業にあたって遵守する事項	安全保護具
	<p>4. 作業環境は、常に整理整頓を心掛けること。</p> <p>5. 危険防止のため、作業道具は第三者に触れられることのないように管理すること。</p> <p>6. 脚立や踏み台を使用する作業については、「高所作業」に準ずるものとする。</p>	
屋外作業	<p>1. 作業現場の状況確認を十分に行うこと。</p> <p>1) ガラスの破片、釘等の危険物に注意すること。</p> <p>2) 蜂の巣や害虫等に注意すること。</p> <p>3) 作業現場によっては、保護眼鏡を着用すること。</p> <p>2. 歩道や街路等で作業する場合は、道具や自転車等の管理には十分注意し、歩行者・自転車等の往来の妨げにならないよう心掛けること。</p> <p>また、交通ルールやマナーを遵守し、道路を横断する際は横断歩道等を使用し、交通事故には十分注意すること。</p> <p>3. 路上で作業する場合には、作業帽を着用し、パイロン、標識等を正しく設置し、走行中の車両等に認識され易いように工夫すること。</p> <p>また、見通しの悪い場所では、監視員を置くこと。</p> <p>4. 荷物などの管理には十分注意し、邪魔にならない所で、かつ目立つ所に置き、盗難などを未然に防ぐよう努力すること。</p> <p>5. 雨天時の作業は、健康を害さないよう注意し、適切な雨具等を準備・着用し行うものとする。</p> <p>ただし、落雷の危険性があるときは、速やかに作業を中止し、安全な場所へ避難すること。</p>	<p>保護眼鏡</p> <p>パイロン等 標識等</p>
三脚使用 作業	<p>1. 三脚は使用前に十分点検し、特に梯子の棧の腐食、固定状態、開き止めの装置等を点検すること。</p> <p>2. 三脚は、丈夫な構造のものを使用すること。</p> <p>3. 三脚の設置は、脚と水平面の角度が75度以下になるようにし、3本の脚が地面と接する点が、二等辺三角形になるように立てること。</p> <p>4. 三脚は、滑ったり傾いたりしないように据え付け、かつ開き止めを確実に掛け、ロープ等で固定すること。</p> <p>また、地盤が軟弱な場所では、敷板等を敷くなど安全を確保すること。</p>	<p>固定用ロープ等 敷板等</p>

作業別安全・適正就業基準（その他の作業－３）

作業名	就業にあたって遵守する事項	安全保護具
	<p>5. 三脚上での作業は、前記の二等辺三角形外に、体の重心が出ない範囲で行うこととし、無理のない姿勢で作業をすること。</p> <p>また、三脚の最上段を使用しての作業はしないこと。</p> <p>6. 三脚を昇降する際は、動揺等に十分に注意すること。</p> <p>また、飛び降りないこと。</p> <p>7. 作業中の三脚周辺には、道具類を放置しないこと。</p> <p>8. 樹枝の切り落としの際は、樹下の安全確認を行うこと。</p> <p>9. 剪定作業中は、樹下で作業をしないこと。</p> <p>10. その他「高所作業」に準ずるものとする。</p>	
梯子使用 作業	<p>1. 梯子は、幅30cm以上の丈夫なものを使用すること。</p> <p>2. 梯子は、滑り止めのあるものを使用すること。</p> <p>滑り止めのない場合には、梯子の上方を縛るか、共同作業者等に脚部を押さえてもらうこと。</p> <p>3. 梯子は、地面との角度が、75度になるように掛けることを原則とし、上部は60cm位上方に出るようにすること。</p> <p>また、滑ったり傾いたりしないように据え付け、ロープ等で固定すること。</p> <p>4. 梯子を昇降する際は、動揺等に十分注意すること。</p> <p>また、飛び降りないこと。</p> <p>5. 樹木に梯子を立て掛ける場合は、樹木の腐朽・弱枝や地盤の沈下等を確認し据え付け、ロープ等で固定すること。</p> <p>6. 作業中の梯子周辺には、道具類を放置しないこと。</p> <p>7. 作業の際には、梯子の下の安全確認を行うこと。</p> <p>8. 作業中、梯子の周辺で作業をしないこと。</p> <p>9. その他「高所作業」に準ずるものとする。</p>	固定用ロープ等
高所作業	<p>1. 作業は、原則として、高さが概ね2.5m以内に限る。</p> <p>2. 高所作業中は、安全帯・安全帽を着用し、あごひもは必ず結ぶこと。</p> <p>3. 足場は、椅子、机、家具等の間に合わせの足場を使用せず、脚立・踏み台等を用いること。</p> <p>4. 脚立や踏み台は、不安定な場所に立てないこと。</p> <p>5. 踏み台を重ねて使用したり、脚立を立て掛けて使用しないこと。</p>	安全帽 (ヘルメット)

作業別安全・適正就業基準（その他の作業－４）

作業名	就業にあたって遵守する事項	安全保護具
	<p>6. 踏み台の代わりに、回転椅子や折りたたみ椅子等は、絶対に使用しないこと。</p> <p>7. 脚立を使用して足場板を掛け渡すときは、脚立の設置間隔を1.8m以下にすること。</p> <p>8. 床から足場板までの高さは、2m以下とすること。</p> <p>9. 足場板は、ゴムバンド等で縛り、固定すること。</p> <p>10. 足場板上では、無理な姿勢で作業をしないこと。</p> <p>11. 脚立を使用して作業する場合には、滑ったり、傾いたりしないように据え付け、開き止めを確実に掛けること。 また、最上段に乗っての作業はしないこと。</p> <p>12. 道具類を落とさないよう注意すること。 また、必要に応じて道具袋等を使用すること。</p> <p>13. 昇降する際は、手に道具等は持たないこと。 また、飛び降りないこと。</p> <p>14. 2m以下の高所作業において、作業床が設けられないときは、安全帯を使用し、いつもきちんと締めること。 また、安全帯の取り付け場所がない場合は、補助者において、転落事故の防止に努めること。</p>	<p>固定用ロープ等</p> <p>道具袋等</p> <p>安全帯</p>
<p>斜面での作業</p>	<p>1. 原則として、高さが4m以上あり、かつ傾斜角が概ね45度以上ある斜面の作業は、行わないものとする。</p> <p>2. 安全帯及び安全帽を着用し、安全帽のあごひもは、必ず結ぶこと。</p> <p>3. 斜面での作業は、滑りやすいので十分注意すること。</p> <p>4. 梯子を使用する際には、幅30cm以上の丈夫なもので、滑り止めのあるものを使用すること。</p> <p>5. 梯子は、上部が60cm位上方に出るようにすること。 また、滑ったり傾いたりしないように据え付け、ロープ等で固定すること。固定できない場合には、共同作業者等に脚部を押さえてもらうこと。</p> <p>6. 梯子は、滑ったり傾いたりしないように据え付け、地盤が軟弱な場所では、敷板等を敷いて安全を確保すること。</p> <p>7. 梯子上では、無理のない姿勢で作業をすること。</p> <p>8. 梯子を昇降する際は、十分注意し、飛び降りないこと。</p> <p>9. 作業中の梯子周辺には、道具類を放置しないこと。</p>	<p>安全帽 (ヘルメット)</p> <p>固定用ロープ等</p> <p>敷板等</p>

作業別安全・適正就業基準（その他の作業－４）

	<p>10. 梯子を使用できない場合は、安全帯やロープ等を使用し、転落事故の防止に努めること。</p> <p>11. 共同で作業を行う場合は、作業間隔を十分とり、上下に並列して作業を行わないこと。</p>	<p>安全帯等</p>
<p>炎天下での作業</p>	<p>1. 日よけ帽を、必ず着用すること。</p> <p>2. 熱中症には十分注意すること。</p> <p>3. 警報・注意報がでた場合には、可能な限り作業を中止すること。</p> <p>4. 連続して長時間の作業は行わないこと。</p> <p>5. 休憩は、できるだけ直射日光を避け、風通しのよい場所で行うようにし、十分に水分を補給すること。</p> <p>6. 特に、体調には十分注意し、異常を感じた場合には、直ちに作業を中止すること。</p>	<p>日よけ帽等 保冷・冷却用品等</p>
<p>移動・運搬作業</p>	<p>1. 道具の移動や運搬は、限界を見極め、正しい姿勢で慎重に行うこと。</p> <p>2. 運搬経路上の障害物等は、予め取り除き、足元の安全を確保すること。</p> <p>3. トラックの荷台に人を乗せたままでの、発進・移動は行わないこと。 また、荷台上での作業では、安全帽を着用すること。</p> <p>4. 車両等への各種道具等の積み込みは、荷崩れのないように行い、ロープ等でしっかり固定すること。</p> <p>5. 積み降ろしの際は、足元や周囲の安全を確認し、傷害事故や物損事故のないように十分注意すること。</p> <p>6. トラックの荷台のリアゲート及びサイドゲートは、必ず上げ、確実にロックし、走行すること。</p>	<p>安全帽 (ヘルメット) 固定用ロープ等</p>

安全講習会等受講記録簿

のりしろ (以前の記録簿の表を切り取って貼って下さい)

1	2	3	4	5
6	7	8	9	10
11	12	13	14	15
16	17	18	19	20

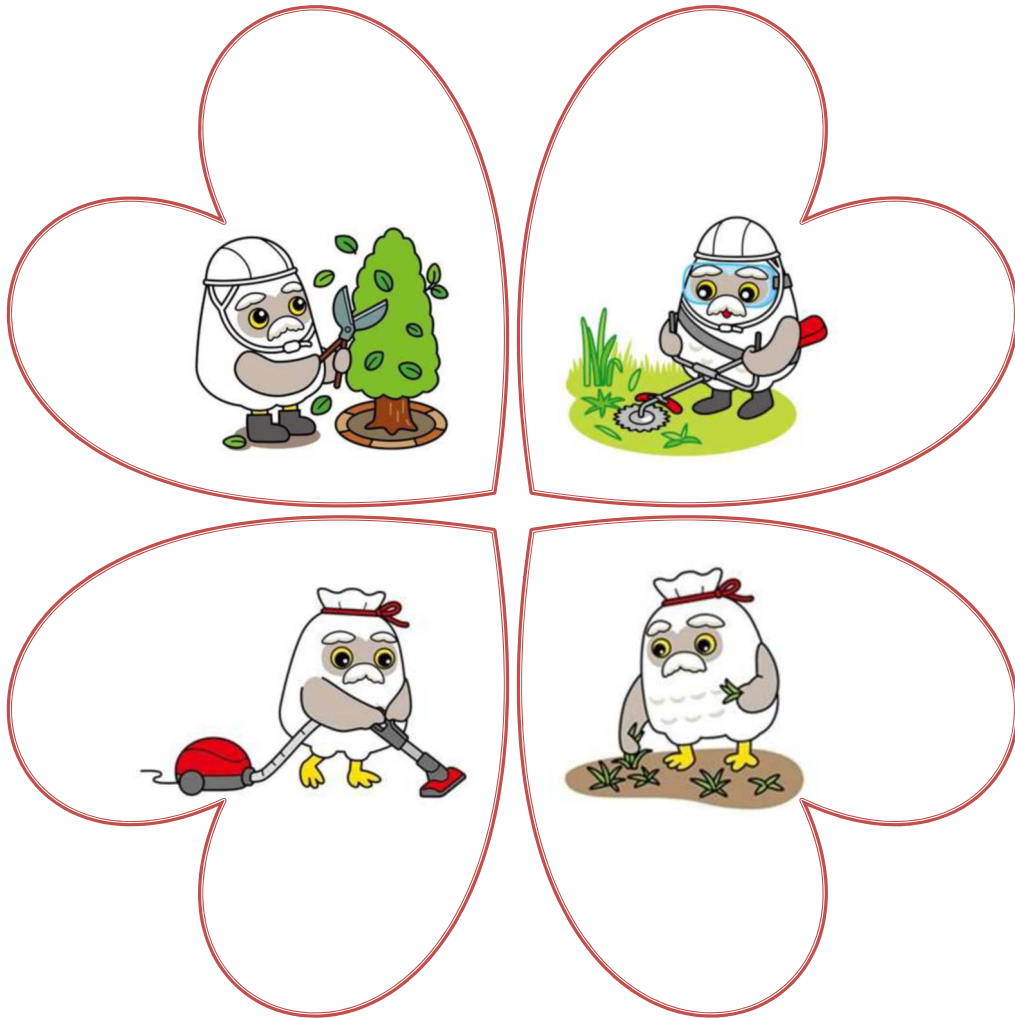
以上、安全に関する講習会等を受講したことを証明いたします。

公益社団法人四街道市シルバー人材センター
安全・適正就業委員会

会員番号 _____

会員氏名 _____

働く喜びと社会参加



公益社団法人四街道市シルバー人材センター

安全・適正就業委員会

2023年版

平成11年10月	作	成
平成14年10月	改	定
平成18年 3月	第二回	改定
平成29年 3月	一	部修正
令和 5年 7月	一	部修正